

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	活力都市創造部 建築指導課
指摘	超過勤務手当の支給について、人事給与システムに入力する際、支給区分を150/100とすべきところ、誤って135/100として入力したことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措置状況	ご指摘の超過勤務手当については150/100で再計算し、差額については令和6年3月15日に支給した。今後は、富山市職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理を実施してまいりたい。